

を形、この武裝の精神に、國防完備の妙諦と國民生活の向上を一舉に解決する唯一の方策にして、然も日本國民焦眉の急務である。加之、皇國日本の最高使命たる世界の道義的統一への坦々たる途は開け、其の第一着手たる全亞細亞を統合する一大皇國建設は始めて可能なりと云ふべきである。

吾等は、如上の客觀的情勢の切迫に應じ、歴史的使命の正しき把握に依り、嘗て九州の各地に散在分立せし諸團體を純正愛國の一義に結集して大日本護國軍となし、新しき大國民運動の最前線に挺身奮闘せんことを期す。

吾等は、全國三百餘の友誼團體に、各自の因縁情實を放擲し、皇道維新斷行の目標に向つて即時戰線を統一されし事を強く要請し、且つ滿天下の愛國大衆に、其の途を巡遊を止め、速かに吾等が護國旗の下に投じ、吾等と共に新日本建設に突進せん事を絶叫す。

世界の爲めに、祖國の爲めに、同胞大衆の爲に。

右宣言す

綱領

- 一、吾人は一君萬民の本義に則り、國共主義並びに一切の自由主義の利己思想を撲滅し、真正皇道主義の把握による産業大權の確立及び天皇御親政の徹底を期す。
- 一、吾人は奪はれたる亞細亞の奪還により、ウラル以東及び濠洲アイリツピンを連ぬる一大亞細亞皇國の建設を計り、白人帝國主義を撃破し、道義的世界統一への邁進を期す。
- 一、吾人は皇道意識の下完全なる軍民一致皇國一體の實を舉げ、我が民族の世界的使命達成の爲に必要なる陸、海、空軍一軍備の徹底的充實を期す。
- 一、吾人は皇國日本の發展飛躍を抑制すべく、白人帝國主義諸列強の強制に依り設定されたる九ヶ國條約、ワシントン條約及びロンドン條約を破棄し、日本國家の國際的地位の向上を期す。

大日本護國軍規

第一章 總則

- 第一條 本軍ハ大日本護國軍ト稱シ、總本部ヲ小倉市ニ置キ、大地方本部ヲ大地方ニ市、那地區別ニ軍團ヲ設置シ、其ノ下ニ分隊ヲ編成ス。
- 第二條 本軍ハ本軍ノ宣言綱領及ビ決議ノ遂行ヲ期シ、日本民族ノ世界の使命宣揚ヲ圖ルヲ以テ目的トス。
- 第三條 本軍ハ本軍ノ宣言綱領一贊同スル報國至誠、純真ナル愛國者タル日本國民ヲ以テ構成ス。
- 第四條 本軍總本部ニ左ノ役員ヲ置ク。
 - 一、總司令官 一名
 - 二、總參謀長 一名
 - 三、總本部參謀 若干名
 - 四、總本部書記 若干名
 - 五、顧問官 若干名
 - 六、參謀官 若干名
- 第五條 總司令官ハ總參謀長ヲ監督シ、總參謀長ハ總本部參謀ヲ監督シ、總本部參謀ハ軍務ヲ專任代表ス。
- 第六條 本軍總司令部ハ各部事務ヲ處理シ、顧問官ハ參謀官トシテ總司令部ノ要求ニ依リ意見ヲ開陳ス。
- 第七條 各部員書記ハ總本部參謀之ヲ兼任ス。
- 第八條 顧問官ハ總本部參謀之ヲ兼任ス。
- 第九條 本軍ニ左ノ機關ヲ設ク。
 - 一、總本部參謀會議
 - 二、總本部參謀會議ノ決議ニ依リ、總本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
 - 三、總本部參謀會議ハ、總本部參謀長ノ召集ニ依リ、總本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
 - 四、總本部參謀會議ハ、總本部參謀長ノ召集ニ依リ、總本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
 - 五、總本部參謀會議ハ、總本部參謀長ノ召集ニ依リ、總本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第十條 軍大會ハ、軍ノ最高決議機關ニシテ、毎年一回、總司令官之ヲ召集シ、總本部役員、大地方本部役員、各地軍團役員、分隊長、其ノ他、總司令部ノ命令ヲ得ルモノトシ、總本部參謀長ヲ構成ス。
- 第十一條 左ノ二項ニ當ル場合ニ、臨時軍大會ヲ召集スルモノトス。
 - 一、總司令官之ヲ必要ト認メタルトキ
 - 二、大地方本部半数以上ノ要求アリタルトキ
- 第十二條 軍大會出席代表役員ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、軍大會ハ、特ニ規定シテ、ナキ限り出席代表役員過半数以上ノ同意ヲ以テ決議事項ノ成立トナス。
- 第十三條 總本部參謀會議ハ、總參謀長之ヲ召集ス。
- 第十四條 總本部參謀會議ハ、總參謀長之ヲ召集ス。
- 第十五條 總本部參謀會議ハ、總參謀長之ヲ召集ス。
- 第十六條 總本部參謀會議ハ、總參謀長之ヲ召集ス。
- 第十七條 總本部參謀會議ハ、總參謀長之ヲ召集ス。
- 第十八條 本軍總本部ニ左ノ部署ヲ設立ス。
 - 一、情報調查部
 - 二、情報調查部
 - 三、情報調查部
 - 四、情報調查部
 - 五、資金部
 - 六、出版部
 - 七、聯絡部
- 第十九條 各部長、局長ハ、總本部參謀之ヲ兼任ス。
- 第二十條 本軍、軍士ハ、月額金十錢也。各軍所屬團或ハ分隊ニ納入スベシ。
- 第二十一條 軍士ノ納入スル費用ハ、大地方本部、軍團、分隊ノ費用ニ充當ス。
- 第二十二條 大地方本部、軍團、分隊ノ費用ニ充當スル事、及入軍費ノ件、詳解ヲ得ルヲ得。
- 第二十三條 軍ノ會計年度ハ、毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス。
- 第二十四條 第五節 懲罰
- 第二十五條 本軍士ハ、本軍規ヲ奉ジ、斷シテ軍士タルノ體面ヲ保テ行動シ、勇武ヲ旨トスベシ。
- 第二十六條 第六節 罰則
- 第二十七條 軍士ニシテ、軍士タルノ面目ヲ保持ナシ、或ハ自ラ退軍スベシ、或ハ之ヲ除名ス。
- 第二十八條 軍ノ主義、信條ニ違背シ、或ハ軍ノ面目ヲ毀損シタル者、懲罰ニヨリ相應スル制裁ヲ加フ。

第七章 大地方本部

- 第二十八條 大地方本部ニ左ノ役員ヲ置ク。
 - 一、本部長
 - 二、本部長
 - 三、本部長
 - 四、本部長
 - 五、本部長
 - 六、本部長
 - 七、本部長
 - 八、本部長
 - 九、本部長
 - 十、本部長
 - 十一、本部長
 - 十二、本部長
 - 十三、本部長
 - 十四、本部長
 - 十五、本部長
 - 十六、本部長
 - 十七、本部長
 - 十八、本部長
 - 十九、本部長
 - 二十、本部長
- 第二十九條 大地方本部ニ左ノ部署ヲ設立ス。
 - 一、本部參謀
 - 二、部員書記
 - 三、青年挺身隊指揮官
 - 四、情報調查部
 - 五、情報調查部
 - 六、情報調查部
 - 七、情報調查部
 - 八、情報調查部
 - 九、情報調查部
 - 十、情報調查部
 - 十一、情報調查部
 - 十二、情報調查部
 - 十三、情報調查部
 - 十四、情報調查部
 - 十五、情報調查部
 - 十六、情報調查部
 - 十七、情報調查部
 - 十八、情報調查部
 - 十九、情報調查部
 - 二十、情報調查部
- 第三十條 各部長局長ハ、本部參謀之ヲ兼任ス。
- 第三十一條 大地方本部ニ左ノ機關ヲ設置ス。
 - 一、本部參謀
 - 二、部員書記
 - 三、青年挺身隊指揮官
 - 四、情報調查部
 - 五、情報調查部
 - 六、情報調查部
 - 七、情報調查部
 - 八、情報調查部
 - 九、情報調查部
 - 十、情報調查部
 - 十一、情報調查部
 - 十二、情報調查部
 - 十三、情報調查部
 - 十四、情報調查部
 - 十五、情報調查部
 - 十六、情報調查部
 - 十七、情報調查部
 - 十八、情報調查部
 - 十九、情報調查部
 - 二十、情報調查部
- 第三十二條 本部長ハ、毎年一回、本部長之ヲ召集シ、本部役員、軍團役員、分隊長及ビ總本部參謀會議ヲ構成ス。
- 第三十三條 左ノ二項ニ當ル場合ニ、臨時本部大會ヲ開催スルモノトス。
 - 一、本部長之ヲ必要ト認メタルトキ
 - 二、本部參謀長ノ召集ニ依リ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第三十四條 本部參謀會議ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第三十五條 本部參謀會議ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第三十六條 本部參謀會議ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第三十七條 本部參謀會議ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第三十八條 本部參謀會議ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第三十九條 本部參謀會議ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。
- 第四十條 本部參謀會議ハ、總本部參謀會議ノ指揮ニヨリ、本部參謀會議ヲ召集スルモノトス。

第八章 軍團

- 第四十一條 以下總本部指令ニ準ジ可シ。
- 第四十二條 各軍團ハ、所屬大地方本部ノ組織、機關ヲ備ヘ、以下大地方本部ノ指令ヲ基準トスベシ。
- 第四十三條 第九節 分隊
- 第四十四條 所屬軍團長ノ絕對的統制トス。

福岡縣小倉市
大日本護國軍總本部